

平成26年度 堺市障害者自立支援協議会 第8回 障害当事者部会

議事概要

日時	平成26年11月26日(水) 14:00~16:00
場所	堺市総合福祉会館 5階 第2研修室
出席者 (敬称略)	茅原、白石、辻本、席田、野崎、川淵、松本、丸野、梅田、前田、吉村
欠席者 (敬称略)	佐野、谷口、三田
ゲスト参加 (敬称略)	【中区障害者基幹相談支援センター】奥田 【生活支援センター しんしょうれん】駒
支援者	ボランティア1名
事務局	【堺市障害施策推進課】森、加唐、杉本
事務局補助	【総合相談情報センター】黒木、上田、小出
傍聴	なし

● フリートーク

【当事者部会委員から】

【公共交通機関の無人化】について

- 田舎では無人駅は沢山ある。都会で無人化というのに問題がある。
- 平成18年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されているが、バリアフリーが出来なくても厳しい罰則があるわけではない。

【旅客運賃の割引】について

- 身体、知的障害者の旅客運賃の割引はあるが、精神障害者の割引はない。堺市は遅れている。交通費の減免措置があれば、社会参加が進むし、精神障害の啓発にもなると思う。家族会の方が運動されている。
- 大阪市営交通（地下鉄、ニュートラム、バス）は、「障害者手帳」の等級に応じて割引がある。（例えば1級は、10割引（同乗する介助者1名も含む）など）
- 大阪市は市営で、堺市は民間。民間は採算性が取れなかったらすぐに廃止になるだろう。
- 割引率や割引に介助者を含むのかなど、公共交通機関によって異なる。
- 私鉄では障害者割引切符を自動券売機で購入できるが、JRでは窓口に行って、手帳を見せて行先を言わないと購入出来ない。
- 割引されることがあまり周知されていないので、最近まで知らなかった交通機関があった。

【難病】に関して

- 難病は旅客運賃の割引がない。
- 難病など見えない障害だと、公共交通機関に乗車中、立っていることがしんどくても我

慢しないといけない時があった。

- 来年1月から法律が変わるため、難病の受給者証の切り換え（一年に一回）の際、かかりつけの医者ではなく、特定の病院でしか出来なくなる。初めて会った医者の診断で等級が決まるので不安。
- 難病の診断を受けるのに5千円くらいかかる。これは堺市以外も同じ。
- 難病の受給者証の大きさが中途半端。健康保険証（カードサイズの大きさ）や、介護保険証の大きさとも異なり、難病の受給者証を折らないとケースに入らない。当事者の視点になっていない。

【その他】

- 医療機関において、生活保護を受給していることを理由に診療を断られたという事例の結果については、平成26年4月開催の当事者部会で報告済み。医療機関から謝罪があり一応解決した。
- 近頃は、生活保護受給者証を偽造するなどして、なりすまして診療を受けるトラブルが多いようだ。

【部会長から】

- また時間があれば、今後もフリートークの機会を設けたい。

● ブログについて

- ブログの画面をプロジェクターで映し、確認した。

● 相談支援関係者との勉強会

【吉村副会長（堺区基幹相談支援センター センター長）から】

- 堺市内に「どんな相談機関があるのか」、「基幹相談支援センターは、どんなことをしているのか」、「新しく始まっている指定相談」について説明させていただきます。
- 「中区基幹相談支援センター」センター長 奥田さんと、計画相談をしている「しんしょうれん」駒さんをゲストにお招きしているので、私の説明後に意見交換をしたいと思います。
- 資料に沿って説明された。

【意見交換】

【当事者部会委員から】

- 計画相談を全員に付ける必要はないかなあと思う。
- 「今、なんで付けるんだろう」、「具合が悪くなってからで良いのでは?」、「親がまだ元気なので、今はいらぬのでは?」という意見を聞くことがある。

【ゲストから】

- 高齢者の方では、制度としてケアマネージャーが居て、サービス調整をしているが、障害者の方では、そのような役割の方が居なかった。市民が、「直接、役所の人とやりとりしながら支給決定できる」という、メリットもあったが、障害福祉サービス事業者にとっては「調整役が居ないので、困っている」という意見もあったので、このような制度

に繋がったのかなと思う。

- 色々な状況があると思うが、これまでは、家族や周りの支援者の考えや価値観で、本人の人生の進み方が決められていたように思う。「本人中心の支援するため」、「なぜこのサービスが必要なのかという根拠を得るため」に、制度が出来たと思う。
- 自分で計画を作成できる人もいるから、計画相談を付けるかどうかは人それぞれだと思う。
- 本人のための計画なので、「親の年齢が若い」、「親が倒れた」とかは関係ない。親と意見が対立することもあるかもしれない。本人にとって何がいいのか考えるのが相談支援専門員の仕事です。本人が一人で考えるのは難しい。「セルフプラン」と言って、自分で事業所と契約・調整が出来て、自分で計画を作成することは可能です。決して家族が作成してはいけない。計画は、本人のためにすることが大切。

【当事者部会委員から】

- 相談支援専門員によっても考え方が違う。

【ゲストから】

- 基幹相談支援センターとしても、相性は大事だと思っている。嫌なら嫌だと言って欲しい。

【当事者部会委員から】

- 嫌だと言っても、次の人がいないと思う。
- 現状、相談支援専門員が少ないので、相談支援専門員が来てくれない。
- 利用者や相談支援専門員が、対応に困るような障害福祉サービス事業者がいた場合、堺市に連絡できるシステムがあればいいなと思う。

【ゲストから】

- 相談支援の現場のやり方として、本人にも参加するか決めて貰うが、関係者全員を集めて話をし、透明化する。場合によって、区（地域福祉課、保健センターの職員）にも参加して貰う。現場で解決出来ないような大きな問題ならば堺市に連絡を行うことも。指導対象ならば堺市も動いて貰う。それでもダメな場合は、事業所とは契約なので、本人の意向を聞き、別の事業所に変更したりする。

【当事者部会委員から】

- 今回配布して貰ったパンフレットが、ホームページの何処に掲載されているかどうか示して欲しい。掲載されていないなら、「掲載していない」と伝えて欲しい。このパンフレットに限らず情報整理をして欲しい。
⇒南区障害者自立支援協議会作成パンフレットについては、堺市障害者自立支援協議会ホームページに掲載済み。みんなのための障害者総合支援法パンフレットについては、現在はホームページに掲載されていないが、作成部署に伝えておきます。
- 相談に行く前の段階として情報を引き出す際に、探す能力がある人は自分で探す。たびたび電話で問い合わせるのも面倒。
- 堺市内では視覚障害が少なく、なかなか分かって貰えない。視覚障害者も見えにくい人と全盲では全然違う。ホームページに掲載されれば拡大が容易になる。音声版はほとんどない。

- ・介護保険サービスを受けているので、ケアマネージャーが付いている。色々と問題もあるが、安心感がある。何かあればケアマネージャーに連絡したら良い。障害の相談支援専門員が、そんな役割で、制度として定着していけばいいなあと思う。

【部会長から】

- ・情報保障については当然のこと。計画相談など制度自体知らないと言う人もいる。
- ・今回、相談支援について分かりやすく説明して頂いた。全ての障害者が理解できるようにという視点に立たないといけない。
- ・今回の資料P13「指定相談の現状・課題」に挙げられていたが、利用者である当事者に影響がないように、支援側の課題を、即急に解決していただきたいと思います。

● その他

【部会長から】

- ・前回お知らせしましたが、堺区障害者自立支援協議会で、「繋げようみんなの思いと私の思いを語り合う」という当事者交流会を12月11日（木）午後1時半から3時半まで総合福祉会館4階第3会議室で開催します。当事者部会として出席するので、住んでいる区が違って大丈夫です。5テーマ「恋愛」「働くこと」「夢」「友達」「大切にしていること」をグループに分けて話し合います、出席希望の人はご連絡ください。
- ・忘年会の開始時間の関係で、次回当事者部会の開催時間を通常よりも一時間遅らせて、午後3時から5時までとさせていただいてよろしいか。
⇒委員了承。

【事務局から】

- ・第3回 当事者部会『第4次堺市障害者長期計画「わかりやすい版」プロジェクトチーム』の開催日について、12月3日（水）13：00～17：00 堺市役所本館 6階 大会議室Bとなっています。

● 次回 障害当事者部会

- ・12月24日（水）15：00～17：00 堺市総合福祉会館 5階 第2研修室